

令和7年10月31日

入札参加停止措置について

業 者 名 (所在地)	新明和工業(株) (兵庫県宝塚市新明和町1-1)			
停 止 期 間	令和7年 10月31日～ 令和9年4月30日			
停止措置の理由	上記の者は、特定特装車製品の販売において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日に公正取引委員会から違反の認定を受けた。 加えて同者は、機械式駐車装置の設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、本市の指名停止期間中であったことから、舞鶴市入札参加停止に関する要綱第5条第2項の規定（別表に掲げる期間の2倍）に該当する。			
措置要件	○舞鶴市入札参加停止に関する要綱 (入札参加停止等) 第3条 市長は、有資格者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ当該措置要件の区分に応じて別表第1又は別表第2に定める期間、有資格者に対し入札参加停止を行うものとする。			
	別表第2(第3条、第5条関係) 贈賄、不正行為等に基づく停止基準			
	措 置 要 件			期間
	4 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(2) 公正取引委員会による排除措置命令、課徴金納付命令又は違反の認定があったとき。	ウ 府外工事等における違反	9月
	備考 「関係法令」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)等をいう。			
	(入札参加停止の期間の特例) 第5条 2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、別表第1又は別表第2に定める期間の2倍の期間とする。ただし、その期間は36月を超えないものとする。			



SDGs未来都市

舞鶴市 契約課（担当：工原）
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044
TEL:0773-66-1065、FAX：0773-62-9894
E-mail:keiyaku@city.maizuru.lg.jp

(1) 別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった日から遡り、1年以内に入札参加停止の期間があるとき。ただし、次号に規定する場合を除く。

(2) 別表第2の1の項から7の項までに規定する措置要件に該当することとなった日から遡り、3年以内にこれらの項に規定する措置要件に係る入札参加停止の期間があるとき

